

平成27年度 第1回 豊浦町総合教育会議議事録

1 期 日 平成27年11月19日(木)

2 場 所 豊浦町役場応接室

3 開 会 午後3時00分

4 閉 会 午後3時35分

5 出席者 町長 村井 洋一
教育委員長 荒井 常昭
教育委員 小川 佳子
教育委員 本所 忠夫
教育委員 山下 圭一
教育長 佐々木浩治
総務課長 半澤 豊
生涯学習課長 川端 康子
総務課長補佐 藤原 弘樹
総務課庶務係長 斉藤 智宏

6 議 事

- (1) 豊浦町総合教育会議設置要綱(案)について
- (2) 豊浦町教育大綱(案)について

議事大要 別紙のとおり

半澤課長	<p>ただ今から第1回豊浦町総合教育会議を開催いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき本町の教育に資するために設置するものでございます。</p> <p>また、この会議には町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り教育に関する課題があるべき姿を共有し、連携して本町の教育行政に取り組むために開催するものでございます。</p> <p>なお、法律のことにつきましては、みなさん以前教育委員会の方から冊子が配布されていたと思いますが概要というものを一緒に添付してあります。その中の本日は項目の3の総合教育会議の設置、それと教育に関する大綱の策定の関連について協議させていただきたいと思います。それでは開会に当たりまして町長の方からご挨拶申し上げます。</p>
町長	<p>大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には日頃より教育行政につきまして、お力添えをいただいていることにつきまして改めて厚く御礼と感謝を申し上げます。総務課長から言いましたように、今年4月1日地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。これは教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、また迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図ることとしているところでございます。</p> <p>この中で全ての地方公共団体に総合教育会議を設置しまして、教育に関する大綱を総合教育会議において首長と教育委員会が協議、調整を行い首長が策定するというふうになってございます。</p> <p>こういったことから今日みなさんお集まりいただきまして要綱ならびに大綱を決めさせていただきたいというふうに思っております。本日は第1回ということでよろしくお願ひ申し上げます。</p>
半澤課長	<p>つづきまして、荒井教育委員長様よりご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
荒井委員長	<p>第1回豊浦町総合教育会議の開催に当たりまして教育委員会を代表して一言ご挨拶申し上げます。今、町長よりご挨拶の中にもありましたようにこの総合教育会議は町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り地域の教育の課題で有るべき姿を共有して連携して教育行政の推進を図ることを目的として設置されたものでありますので、この制度改正の趣旨にのっとり意義ある会議にしたいと思っております。</p> <p>もともとこの法律が制定された訳は、皆さんもご存じのように大津市でいじめの事件があつて教育委員会の責任を追及されたら教育長が出てきて謝ったけれども教育長の方は全然出てこなくて一体教育委員会って何をやっているんだということからですね・・あとから女の市長さんが出てきてイジメはありましたと言って、そこら辺の連携もどうなっているのかということで、教育委員会にいる者としては豊浦も同じじゃないかと言われたら恥ずかしいですけども、決してそんなことはない訳でありまして、それでも心配するのはこういう会議で町長さんもこういうことに関わってくるけれども、現時点に教育委員会は建物から先生方から子どものイジメから、なんせハードな部分とソフトな部分で色々手に負えないことがあるかもしれないので教育委員会にある程度の権限を持たせてやっていくというようなことでありますけれども、やっぱり最終的には責任は一体どこでとるのかということを確認にすることと、うちは来年10月に一本化して情報があまり伝わってこないようになったら困るなということで、こういう会議を持って心配して</p>

荒井委員長

いるというのは情報がいつも共有化されることと責任体制ということですね。

教育行政というのは町長も教育委員会も同等な立場でありますから、責任のなすりあいだけはしないようにしたいと思っておりますので、今日の会議で大綱が決まればその責任も明確化されてきますので今日の会議でうまく進めていきたいと思っておりますのでご審議の程、一緒に考えていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします

半澤課長

ありがとうございました。それでは第1回目の会議ということですが、議題のカッコ1にある豊浦町総合教育会議の設置要綱案、これから協議していくんですが、本来であれば要綱ができていれば議長は町長ということで町長の方で議事進行していただくのですが、その要綱が案の状態なので私の方からこの旨について進めさせていただいて案が通りましたら、町長の方から議長になっていただいで進めていきたいと思っておりますのでご了承ください。

それでは豊浦町総合教育会議設置要綱案についてご説明いたします。1ページをお開き願います。

第1条につきましては、地方教育行政の措置および運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づいてこの会議を設置するというものでございます。

第2条につきましては、会議の目的で第1号から第3号までの事項に関して協議及び事務調整等を行う旨、第1号では豊浦町の教育学術及び文化の振興に関する総合的な政策の大綱の策定などを規定しております。

第3条につきましては、会議は町長及び教育委員会をもって構成すること

第4条につきましては、会議は町長が招集し議長となること。

同条第2項につきましては教育委員会からも必要に応じて具体的事項を示して町長に会議の招集を求めることができる規定となっております。

第5条につきましては、必要に応じて関係者や学識経験者から意見を聞くことができることを規定しております。

第6条につきましては、会議は公開で行われること。ただし個人の秘密が保たれない時や会議の公正が害される恐れがあるときなど、または公益上必要と認めるときは非公開とすることができる旨の規定となっております。

第7条につきましては、議事録の作成と公表することを規定しており非公開部分以外についてはホームページにて公表していくことを考えてございます。

第9条につきましては、会議の庶務につきまして総務課において行うこととしていますが、但し書きとして会議に係る事務を教育委員会に委任又は補助執行することができる規定となっております。

当町といたしましては会議の内容及び円滑な事務整理を進めるにあたって教育委員会が主体的になり会議を運営することが必要と判断し、但し書き規定により教育委員会に事務を委任し会議の日程調整等必要に応じて総務課と連携してまいりたいと考えてございます。

第10条につきましては、その他会議の運営に関し必要な事項は会議で別に定めることとしております。

附則につきましては本日皆さんの決定をいただいてから本日付で施行したいと考えております。

以上、要綱案の説明をさせていただきました。要綱案について皆さまからご意見いただければと思いますが・・・

半澤課長	<p>第 8 条につきましては会議を構成する町長と教育委員会はその調整結果である決定を尊重しなければならない規定となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>委員の皆さまからご意見等を頂ければと思います。</p>
荒井委員長	<p>この総合教育会議を今度作りますという案がこれですね。できたらそれに基づいて総合教育会議を行う・・・年に何回かとか・・・いつやるとか。</p>
半澤	<p>それはないですね。</p>
町長	<p>それはあとで出てきますので・・・案の中で。</p>
荒井委員長	<p>この中にまだあるんですね。</p>
半澤	<p>回数とかにつきましては教育の方に話をしているのですが、教育委員会で開催されるときにできれば町長に言って調整してその時に実施出来ればなと考えております。その場合調整するような内容があればということになりますので。</p> <p>基本的には町長のほうから開催という形になりますが、教育委員会の方からも開催要請ができるようになっておりますので両方から必要に応じて開催させていただきます。</p> <p>そのほかに何かございますか。</p> <p>もしなければこの案で決定させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし。発言あり)</p> <p>規定にございましたように、この会議につきましては、議長は町長が行うとなっておりますので、これ以降につきましては、町長の方に会議を進行してもらいます。</p>
町長	<p>ただいまご審議いただきました豊浦総合教育会議の設置要項案につきまして決定されましたので、この要綱につきまして第 4 条招集、会議は町長が招集し会議の議長となるということからこれから議長とさせていただきます。</p> <p>それでは議題のカッコ 2 番目につきまして豊浦町教育大綱カッコ案について議題といたします。</p> <p>それでは事務局のほうから説明をお願いします。</p>
川端課長	<p>まず説明の前に議案の訂正をお願いします。</p> <p>3 ページの表題ですね。豊浦町教育大綱についてとなっておりますが、大綱の後にカッコ案ということで抜けておりましたので加筆していただければと思います。</p> <p>次第の 6 ページから 10 ページの上段まで総合教育会議についての資料を参考に掲載しております。</p> <p>総合会議につきましては総合教育会議を開催する根拠、総合教育会議を設置する趣旨、総合教育会議の位置づけ、教育長の経過措置、期間中における総合教育会議の設置と大綱の策定、総合教育会議の事務局は首長事務局と教育委員会事務局のどちらが担当するか。</p>

川端課長

そして総合教育会議の開催頻度、総合教育会議で首長と教育委員会の判断が分かれた場合誰が決定するのか、イジメ対策についての総合教育会議の役割、総合教育会議における協議事項となる具体的内容について資料を掲載しておりますので後ほど目を通していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、豊浦町教育大綱案についてご説明いたします。

まず、大綱につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第1条の3、第1項の規定によりまして地方公共団体の長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとなっております。

また、教育行政における地域住民の意向をよりいっそう反映させるなどの観点から、地方公共団体の長が策定するものとしておりますが、教育行政に困難を生じることがないようにするため、大綱を定めようとするときは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項の規定にあらかじめ総合教育会議において地方公共団体の長と教育委員会が十分に協議、調整を尽くすことが重要であるということになっております。

さらに地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の区分を大綱に該当すると位置づけることもできると考えられていることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には別途大綱を策定する必要はないとされており、その大綱の策定期限に関する定めはありませんが期間につきましては地方公共団体の長の任期が4年であることなどをふまえて4年から5年程度と想定されております。

なお、10ページから12ページかけて大綱についての趣旨、内容等を要約した参考資料を掲載しておりますので、そちらの方も後ほどご覧いただければと思います。

(3ページに)豊浦町におきましては平成25年度に豊浦町教育振興基本計画及び社会教育推進計画が策定されており、この中に豊浦町の教育、文化、スポーツなどの振興全般について網羅し記載されており、この計画期間は平成29年度までとなっております。

このようなことから当面は現在の豊浦町教育振興基本計画及び社会教育推進計画を豊浦町の教育の大綱として位置づけたいと考えておりますので、この総合教育会議が設置されましたので今後皆さんと協議調整し大綱の整理をしていきたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

この教育大綱につきましては、3ページ以降はじめに、あと第1章教育振興基本計画、第2章社会教育推進計画から構成されております。

はじめにおいては先程もお話ししました通り法律が改正されたこと、町長と教育委員会が協議、調整するとして総合教育会議を置くこと、総合教育会議において大綱を策定することが記載されております。

第1章教育振興基本計画は、1、本町における教育理念及び目指す教育の姿、及び2、学校教育推進計画から構成されており、本町における教育理念及び目指す教育の姿では4ページ中段上にありますように5項目の目標を設定しております。

また、学校教育推進計画では学校教育推進の重点として4項目の重点を定め、各学校におきましては5ページの上段の特色ある学校づくり指針この5項目により具体的な教育活動を推進しております。

川端課長	<p>つづきまして第 2 章社会教育推進計画は社会教育推進の重点及び各領域における方針から構成されておりまして社会教育推進の重点では 5 ページにありますように 3 項目の重点を定め、さらに各領域における方針 7 項目により町民が生きがいを求めて活動する地域づくりの促進と生涯スポーツの推進および芸術文化活動の振興等に努めております。以上簡単ではありますが説明を終わります。</p>
町長	<p>ありがとうございます。今説明がありましたけれども改めて大綱ということではなくてですね、今までの教育振興基本計画と社会教育推進中期計画これらを策定していることから、それらが大綱と位置づけして考えていきたいということでございます。</p> <p>いずれにしても首長の権限が入ることなんですから、あくまでもその総合教育会議はどちらが決定したということではなくてとにかく調整・協議が主な項目である。</p> <p>それに基づいて決定したことについてお互いに尊重し合って進めていくことが重要であるというふうに考えてございます。</p> <p>いずれにしても万が一、8 ページにありますけれども判断が分かれた場合はこのような項目についてそれぞれある訳でございます。</p> <p>これはこれとしてあくまでも協議・調整を中心にして私としては皆さん方と一緒に協議調整をして執行していきたいと考えてございますのでご理解の上、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。</p> <p>先ほど言いましたが、今までの基本推進計画のことを大綱としたいという案でございますので皆さまのご意見を頂ければなというふうに思っております。</p>
荒井委員長	<p>大綱を作らなくていいと新しい教育委員会で作ったこの 5 年計画を代えてということであればそれで一般通用すると思うんですけども、こういう目標を作るでしょ、それは各学校にもそれぞれの目標があるでしょ。子どもたちがどうしてこうとか・・・これが活かされているの？</p>
川端課長	<p>先程もご説明したとおり、5 ページの特色のある学校づくり指針、5 項目あるんですが皆さん豊浦の教育お持ちだとは思いますがそちらの方に 1 項目ずつそれぞれ詳しく載っているんですよ。それに基づいて学校は教育活動を、学校経営をして目標を立ててというような形でやっていますので・・・</p>
荒井委員長	<p>この教育基本計画をちゃんと学校側は見てくださって、それに基づいて学校の方針を立てられている、活かされているんですよ。</p>
川端課長	<p>そうです。</p>
町長	<p>そのほか、ございませんか。なければ今までやってこられてきた計画をそのまま移行して大綱にするということではよろしいでしょうか。</p> <p><u>(異議なし。発言あり)</u></p>

町長

それではそういうことで大綱について決定させていただきます。
そのほかありますか。

半澤課長

以上をもちまして第1回豊浦町総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。